

社団法人東京都リサイクル事業協会

設立趣意書

今日、我国のリサイクル産業は大きな転換期を迎えている。循環型社会形成推進基本法をはじめとする、リサイクル関連法が相次いで制定施行され、リサイクル推進は社会的使命となっている。

我々再生資源業界は、効率的なリサイクルシステムを構築し推進することで、循環型社会の一翼を担ってきた。しかし、容器包装リサイクル法をはじめとする新しい再資源化関連法は、既存のリサイクルシステム及びその業に携わる者の実態を考慮・反映されたものとは言い難く、持続的で効率的な循環型社会の構築はもとより、ひいては都民及び関連業界にとって不利益をもたらす結果となることも懸念される所である。

また将来、より多くの再生資源を大量にリサイクルすることは必至となり、業界はより一層効率的なリサイクルシステム構築のために、研鑽・努力することが喫緊の課題となっている。

循環型社会確立のためには、都民・行政・リサイクル関連事業者がパートナーシップをもとに、効率的リサイクルシステムを構築しなければならない。その際、公正で適切な提言や、具体的行動こそがリサイクル業界の責務といえる。

よって「東京都リサイクル事業団体連合会」、「東京二十三区再生資源業者連絡協議会」、「多摩地区リサイクル事業団体連合会」の実績を継承しつつ、当該三者が結束し新たな枠組みを創造することで、都内全域を対象とした資源循環型社会システム構築に貢献すべく、ここに「社団法人東京都リサイクル事業協会」を設立するものである。

平成 18 年 2 月 2 日

社団法人東京都リサイクル事業協会
設立発起人会一同